

「令和5年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方	1
II. 経済活性化と中小企業対策	8
III. 地方のあり方	10
IV. 震災復興等	12
V. その他	13

はじめに

本年の「令和5年度税制改正に関する提言」の特徴は、ポストコロナに向けた米欧の急激な社会経済活動再開とロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー需給の逼迫を背景にした世界的な物価上昇に、強い懸念を示したことです。

我が国も「ウィズコロナ」と呼ばれるウイルスとの共生段階に入りましたが、物価上昇率は米欧に比べて低い水準にあります。ただ、アベノミクス唯一の成功例ともいわれた「円安・株高」の構図が崩れ、円安が物価上昇を助長する“悪い円安”に暗転しました。本提言はこの円安が日米金利差を背景としているにもかかわらず、我が国が景気低迷により大規模緩和政策を転換できないジレンマに陥っていることを指摘しました。

また、ロシアのウクライナ侵攻が覇権主義的な動きを強める中国に対する懸念を一層高めたことから、我が国も「経済安全保障」を本格化させたほか、日米を軸とする実質的な経済安保である「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」の発足を推進しました。本提言では経済界もこれに相応の対応が必要になると注意喚起をしています。

安全保障問題は財政への影響も見逃せません。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」を打ち出しており、防衛費の大幅増額は避けられないでしょう。このため、基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化という財政健全化目標とどう両立させていくのかを問いただしています。また、コロナ対策財源については、昨年提言に引き続き東日本大震災の復興計画を参考に早急に返済計画を策定するよう求めました。

岸田文雄政権の看板政策である「新しい資本主義」については、農業や医療などの岩盤規制の改革を素通りするなど、経済再生には説得力を欠いているのではないかと疑問を呈しました。さらに、地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱く、未だコロナ禍の影響が残る中では税財政や金融面からの一層の実効性ある対策が必要であることを強調しています。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の岩崎慶市がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

東日本大震災の復興計画参考にコロナ財源返済計画を

昨年の提言はコロナ対策財源の100兆円近くともいわれる借金の返済計画策定が最重要課題であると指摘しましたが、本年も同様となりました。なぜなら、政府がこの問題についての議論を封印してきたため、昨年から進展が見られなかったからです。

すでに米国のバイデン政権は、トランプ前政権が大幅に引き下げた連邦法人税の引き上げやキャピタルゲインの一部増税などを返済財源とする考えです。イギリスやドイツなども増税を含む返済計画を進行させてきました。しかも、こうした動きはパンデミックの最中から始まっていたのです。

コロナ禍がウィズコロナという共生段階に入った今、借金返済計画を策定、実行できないようでは、現世代は将来世代に顔向けできないし、それは恥ずべきことでしょう。本提言はその返済計画について、昨年と同様に政府保有株売却や復興増税などを財源とした東日本大震災の長期的復興計画（資料Ⅰ参照）を参考にすよう改めて提案しました。

少子高齢化と人口減社会の中で1,000兆円の借金

我が国財政は国債発行残高がついに1,000兆円の大台を突破するなど、先進国の中で突出して悪化しています（資料Ⅱ参照）。しかも、少子高齢化が最速のスピードで進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えているのです。早くコロナ対策財源の返済に道筋をつけ、本来の税財政改革に着手しないと我が国の未来は開けません。

それは現在の極度に悪化した財政をもたらす主因となった「中福祉・低負担」という歪んだ姿（資料Ⅲ参照）を是正し、我が国が目指すべき「中福祉・中負担」という持続可能な社会保障制度をどう実現するかなのです。それなしには財政の健全化も達成できません。

財政規律の回復へ補正予算の検証必要

毎年の解説で掲載している「ワニの口」といわれるグラフ（資料Ⅳ参照）を改めてご覧ください。一般会計歳出を上顎に、一般会計歳入を下顎にたとえると、ワニの口のように広がっているため、そう呼ばれているのです。上下のギャップは国債という名の借金で埋めているわけで、2020年と2021年はコロナ対策によって顎が外れてしまったのがよくわかります。

この極端に悪化した財政をどう健全化するかですが、本提言はまずコロナ対策で失われた財政規律の回復を求めました。未曾有の国難に相応の財政措置で対応するのは当然ですが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成について厳しく検証する必要性を指摘しました。

とくに本提言はこれらの大半が補正予算によるものであることを重視しました。補正予算は当初予算に比べ機動的に編成できるメリットがありますが、国会や国民のチェックが甘くなりがちになるため、当初予算を抑制し補正で膨らます手法をとる傾向がありました。これが世論の批判を浴びて規模は縮小されてきましたが、この悪弊が今回のコロナ対策で復活し、財政規律が失われてしまったのです。

ついに団塊の世代が後期高齢者入り

財政健全化目標に関しても苦言を呈しました。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB黒字化目標年限の「2025年度」が再び姿を消したのです。「これまでの財政健全化目標に取り組む」との表現で間接的に年限を担保していますが、やはり腰が引けたと見られても仕方ないでしょう。

内閣府が本年7月に更新した「中長期の経済財政に関する試算」（資料Ⅴ参照）は、高い成長率を前提にしても2025年度には5千億円の赤字が残るとしていますが、これは新たな改革を想定していない試算であり、政府が歳出・歳入一体改革に取り組めば十分に目標は達成できるのです。それにしても、提言は再三にわたって団塊の世代が後期高齢者入りする2022年度までに黒字化するよう求めてきましたが、結局、未達成となったことは極め

て残念です。

防衛費の増大と財政健全化をどう両立させるのか

来年度予算編成では防衛費に注目しました。「骨太の方針2022」は主に中国を念頭に置いた「5年以内に防衛力の抜本強化」を打ち出しており、大幅な増額が必至となったからです。具体的な金額は明示していませんが、北大西洋条約機構（NATO）がロシアのウクライナ侵攻を受けGDP比2%以上を基準としたことに言及しており、これと同水準を目指すことを示唆しています。

我が国はこれまでGDP比1%以内を不文律としてきましたが、2%だと5兆円以上の増額となります。実際、来年度予算編成に向けた概算要求基準（シーリング）では事実上の例外扱いになっており、年末に向け改定が予定される中期防衛力整備計画などいわゆる防衛3文書と並行して議論が進むとみられます。これまで想定していなかった大規模な財政需要であり、財政健全化目標とどう両立させるのか注視せざるを得ません。

将来の金利正常化へ政府と日銀は健全な関係築け

金融政策と財政運営の関係についても懸念を表明しました。日銀の異次元緩和はアベノミクスの柱として位置付けられ、国債保有率が国債残高の約半分という異常な水準に達しているほか、株式市場でも上場投信（ETF）の大量購入により市場機能を歪めかねない存在となっています。

金利はいずれ正常化せねばなりません。その際の懸念は、何とんでも金利の急騰です。企業の設備投資などに対する負荷増大や株式の暴落など甚大な悪影響は言うに及ばず、財政への大きな負荷も見逃せません。

財務省の試算（資料Ⅵ参照）によると、金利が1%上昇するだけで元利払いは2年後に3.7兆円、2%だと7.5兆円増加します。長年、ゼロ金利状態に慣れ切った政府、企業、そして国民は少しの金利上昇でもパニックに陥りかねません。

このため、本提言は金融正常化に向けた出口戦略にあたっては、まず政府と日銀が健全な関係を構築するよう求めました。最近で

は政界の有力者から「日銀は政府の子会社」という発言があり物議を醸しました。たとえこれが冗談だったとしても、傲慢、かつ不見識との誹りは免れないでしょう。これでは金融政策のソフトランディングに強い懸念を抱かざるを得ません。

社会保障給付費の原資は税金と保険料

先進国の中で少子高齢化が最速のスピードで進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に我が国が直面していることは、前述した通りです。そして、社会保障給付費（資料Ⅶ参照）が高齢化人口のピークを迎える2040年には2022年度の約131兆円から約190兆円に急増することも指摘しました。

ここで認識しておきたいのは、この給付費が公費（税金）と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にあるということです。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」に是正するには、適正な負担を確保し、かつ給付を「重点化・効率化」により抑制するしか方法はありません。つまり、それが持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化に不可欠であることを改めて強調しました。

医療給付費急増をどう抑えるかが重要

特に注目しておかねばならないのは、医療給付費でしょう。改めて資料Ⅶをご覧ください。年金がマクロ経済スライドの導入で伸びが鈍化するのに対し、医療は66.7兆円～68.5兆円と急増し年金に迫る見通しです。これは団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年と比べても1.4倍に上り、いかに医療需要が増大するかを示しています。

誤解を恐れずに言えば、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は医療給付費をどう抑制するかにかかっているのです。そのためにはこの医療分野の改革が不可欠であり、本提言は昨年と同様に、まず診療報酬本体（医師の人件費等）の引き下げと配分の見直しを求めました。

小手先の引き下げに終わった診療報酬改定

診療報酬は本年が2年に一度の改定年に当たり、本体の引き下げが期待されていきました。しかし、結果は本体を引き上げる一方で、その分を上回る薬価の引き下げで吸収し、全体では引き下げるといふ小手先ともいえる従来手法を踏襲したのです。

配分の見直しも見るべきものはありませんでした。診療が同じなら高度な知見を持つ専門医も開業医も報酬の点数が同じという護送船団方式的な配分構造に変化はなかったのです。

コロナ禍で顕在化した護送船団的構造の矛盾

この構造が内包する矛盾は今回のコロナ禍で図らずも顕在化しました。病院で急性期医療にあたる勤務医の不足、とくに感染症の専門医が少ないのは、この護送船団的構造を背景とする配分が背景にあるからだとしてされています。勤務医の仕事は激務なのに年収は開業医の半分程度といわれており、これでは急性期医療や感染症などの専門医になり手が少ないのも頷けます。

こうした矛盾は勤務医と開業医の問題にとどまりません。都市と地方や診療科の間にも同様の問題があります。たとえば産婦人科や小児科などの医師不足は、医療訴訟のリスクが高いためだけではなく、診療報酬の配分が背景にあるとみられています。つまり、一部で声高に叫ばれる医師不足は全体の医師数が足りないのではなく、医師の偏在が大きな要因とされています。

国民皆保険が内包するマイナス面にも目を

さらに、もっと問題なのは我が国独特の医療制度（資料Ⅷ参照）そのものなのです。たとえば、だれもが低負担で医療サービスを受けられる国民皆保険は世界に誇れる制度ではありますが、一方で患者側のコスト意識を低下させるマイナス面も指摘されており、診療報酬の配分問題と相まって医療界の護送船団的構造を支える一因になっています。

また、ほとんどの患者がどこの医療機関や医療技術にもアクセスできるフリーアクセス制度は、今回のコロナ禍で生じた診察機

会やベッド数をめぐる混乱の一因になりました。さらに、患者数や診療行為数が増加するほど医療機関の収入が増える出来高払い制は医療費抑制を阻害する要因となっています。

先進各国は医師の開業に何らかの規制

このように我が国の医療制度はさまざまな矛盾を抱えています。その最たるものは何かと問われれば自由開業制ではないでしょうか。開業する地域も診療科もまったく自由なのです。この結果、多くの収入が得られる都市地域や訴訟リスクの低い診療科を選択するケースが増え、都市と地方、診療科間の医師の偏在による医師不足を生む要因となっているわけです。

先進各国はこうした問題にどう対処しているのでしょうか。本提言は開業地域や診療科ごとに医師の定員を設けているドイツの例を紹介しています。いわゆる人的規制で医師の偏在を防止しているのです。

イギリスの場合をみると、病院勤務医は公務員です。そして一般家庭医の開業には地方機関が目標を設定し調整しています。医療へのアクセスについても、まず家庭医の診察を受けることを原則としており、患者の選択の自由はありません。公的医療が限定され自由な診療が基本とされる米国でさえ、専門医の資格取得に際し診療科間の医師数を調整しています。

規制と緩和で行政が管理するのは当然

つまり、各国とも医療分野には多かれ少なかれ行政による規制が存在しているのです。我が国も診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえるでしょう。

その一方で医療は成長分野と位置づける必要があります。その障害となっている規制は改革せねばなりません。たとえば混合診療の本格的解禁、電子カルテやオンライン診療をはじめとしたデジタル化など枚挙にいとまがありません。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革であることを本提言は強調したのです。

創設相次ぐ新官庁に行革の視点から注文

行政改革の徹底では昨年創設された「デジタル庁」と来年4月に発足する「こども家庭庁」について、行革の視点から注文を付けました。この二つは共に官庁の縦割り組織を横ぐしに刺し一元的に政策目標を実現することを目的としています。国際的に周回遅れとなっているデジタル化や少子化対策の必要性を考えれば妥当な方向と言えるでしょう。

しかし、デジタル庁は創設して1年以上経過してもこれといった成果は出ていません。こども家庭庁も肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きです。これでは下手をすると屋上屋を重ねることになりかねず、むしろ行政の混乱要因になる懸念を拭きません。このため、本提言では官僚組織は常に肥大化する習性があるというパーキンソンの法則の指摘を借りて警鐘を鳴らした次第です。

マイナンバーカードの健康保険証利用を着実に

マイナンバー制度については、やっと政府もカード普及に力を入れ始めたようです。カードが完全普及していれば、コロナ禍対策での給付金支給やワクチン接種の混乱が防止できたと分かったからでしょうが、現在の普及率はまだまだです。

本提言では「骨太の方針2022」が令和6年度中を目途に健康保険証利用に選択制を導入し、近い将来に保険証の原則廃止を目指すとしたことに注目しました。保険証利用はカード普及に極めて有効とみられているからで、その着実な実行を求めました。

マイナンバーの活用範囲や機能の拡大も重要な課題です。たとえば先進国の多くが実施しているように、世帯単位の勤労所得や金融所得の把握が瞬時に可能となれば、税や社会保障の応能負担による公平性実現に向けた新たな制度設計に役立ちます。もちろん、それには個人情報などプライバシー保護が不可欠になるので広範な国民的議論が必要になるでしょう。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

日米金利差と円安で陥った日本のジレンマ

世界経済に大打撃を与えたパンデミックはウィズコロナという共生段階に入りました。一足早く社会経済活動を本格再開した米欧はロシアのウクライナ侵攻も相まってエネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われました。

我が国の場合、上昇幅は欧米ほどではありませんが、アベノミクスで唯一の成功例だったといわれる「円安・株高」の構図が暗転したのは大きな変化です。日米金利差を背景とする円安が輸入物価の上昇を助長するデメリットに転じたからです。しかし、景気が過熱する米国と違って低迷状態にある我が国は、金利を上げたくても上げられないジレンマに陥ってしまったのです。本提言はこれを我が国経済の基本的な現状認識としています。

「新しい資本主義」は数値目標とPDCAサイクルを

岸田政権が打ち出した「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」については、少し大仰で説得力に欠けるとの印象を表明しました。「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、いわゆる社会課題の解決を成長のエンジンに転化するというのですが、具体的な数値目標やPDCAサイクルの手法を明確にしないと看板倒れになるのではないのでしょうか。

本提言はこれらに加えて、アベノミクスで中途半端に終わった企業による農業への本格参入や前述した医療分野の岩盤規制に対する改革に取り組むよう促しました。また、積みあがった企業の膨大な内部留保を、どう投資や賃上げ、配当に向かわせるかが経済対策として重要であることを指摘しました。

強化される経済安全保障に経済界の対応必要

岸田政権で見逃せないのは、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」です。このテーマは前政権が打ち出

したもので、先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強靱化などを目的にしています。岸田政権はその政策実現と防衛力の抜本強化、そして対ロ経済制裁を含めた安全保障問題に対しかなり積極的に取り組んでいるとあっていいでしょう。

対中国では「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」も加わりました。米国主導によりインドやオーストラリアなど14カ国で構成するもので、我が国はその中心メンバーです。交渉テーマは関税問題を外し、戦略物資の供給網強靱化や公正な経済など4分野となっており、実態は明らかに経済安保です。我が国としては米国に環太平洋経済連携協定（TPP）復帰を働きかけるとともに、この枠組みで協調することが重要になるでしょう。経済界もこうしたパラダイム変化に対応せねばなりません

政府と自治体は中小企業の役割再認識を

中小企業の活性化については、コロナ禍の影響が残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境が一段と厳しさを増していることを指摘しました。そしてゾンビ企業ではなくまともな経営に取り組んでいる企業に対しては、持てる能力を十分に発揮できるような税制上の支援が必要であることを強調しました。

また、中小企業は地域経済の担い手であり、我が国経済の礎であることを政府・自治体が改めて認識するよう求めました。そして、給付の混乱など今般のコロナ対策でみられたような失敗を二度と繰り返ささないためにも、コロナ禍再燃の可能性を想定し実効性ある対策を周到に準備しておく必要性にも言及しました。

事業承継税制や電子データ保存で配慮求める

事業承継税制では、引き続き事業用資産を一般資産と切り離した欧州並みの制度創設の必要性を強調しました。さらに昨年と同様に取引相場のない株式に対する評価のあり方を見直すよう求めました。中小企業が相続税の負担などによって事業を円滑に承継できないような事態になったら、経済社会が根本から揺らぎかねないからです。

消費税への対応では、軽減税率制度について事業者の事務負担や税収確保面での問題の多さを指摘し、従来通り単一税率が望ましいとの姿勢を示しました。ただ、令和5年10月から導入される「インボイス制度」については、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請が始まっているものの、依然として事業者の理解が十分でないことを指摘し周知の徹底を促しました。さらに免税事業者など小規模事業者が取引から排除されないよう弾力的な対応を求めました。

また、すべての事業者が対象となる電子データ保存の義務化についても、システム改修や従業員教育など事務負担が増大する中小企業に特段の配慮が必要であることを指摘しています。

Ⅲ. 地方のあり方

コロナ禍対応で成功した松本市の例を全国に

コロナ禍は地方のあり方にも様々な問題を提起しました。国と自治体の関係だけでなく、自治体と病院、診療所の間についても役割分担の曖昧さや意思疎通が不足していたからです。これを本格的に是正するには、前述したように医療制度の抜本改革が必要ですが、現行制度下でも解決できる問題は少なくないと指摘しました。これは地元の中核となっている民間病院がリーダーシップをとり、自治体や診療所を巻き込んで円滑なコロナ対応を可能にした長野県松本市のケースを念頭に置いたものであり、こうした成功例が全国に広がるよう期待を表明しました。

地方活性化の王道は地域の特色と強み活かした戦略

地方活性化では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠であることを強調しました。これが地方活性化の王道であると考えからで、地方の行財政改革でもこの自立・自助の精神を理念とする姿勢が極めて重要であることを指摘しました。

こうした視点から「ふるさと納税制度」を見たらどうでしょう。昨年度の寄付と称される納税額が過去最高の8,302億円に上がったことなどで、一部には地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論があります。しかし、これは過度な返礼品競争が続いている証左であり、あまりに安易な手法と言わざるを得ません。

そもそも従来の提言でも指摘してきたように、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとの見方が強いのです。従って本提言は少なくとも納税者の出身地に納税先を限定するよう改めて求めています。

膨大なコロナ国債に地方の責任はないのか

地方はこれまで事あるごとに国の全面的な財政支援が義務であるとの主張を繰り返してきました。今回のコロナ禍でも同様でした。確かに国難ともいえるパンデミックに際し、国が地方に相応の財源支援をするのは当然でしょう。しかし、そこに無駄や過剰な支援はなかったでしょうか。

前述した100兆円近くの国債という名の借金には、当然ながら地方への支援が含まれています。数次にわたる補正予算の異常な規模の予備費や膨大な使い残しに地方の責任が全くなかったとはいえないでしょう。

コロナ禍でも顕著だった国の借金による地方への“仕送り”

国と地方の財政状況（資料Ⅹ参照）をみると、国債発行残高は年々増加を続け、ついに1,000兆円の大台を突破、PBも従来の赤字構造の上にコロナ対策費が加わり異常な水準に悪化しました。これに対し、地方のPBはコロナ禍対応で若干の赤字となりましたが、それまで10年以上も黒字を続けており長期債務残高も200兆円程度の低位安定状態です。

これは何を意味するのでしょうか。地方の財源不足を国が自動的に補填する地方交付税をはじめとする財政移転が行われているからです。つまり、国は借金をしながら地方にせっせと“仕送

り”をし、地方は国におんぶに抱っここの状態なのです。

遅々として進まない地方公務員の高給与是正

これでは地方の財源確保努力が極めて乏しいと言わざるを得ません。その代表例が地方公務員の高給与です。国家公務員を100として比較したラスパイレス指数（資料Ⅹ参照）をみると、東日本大震災時の特殊要因を除けば10年以上にわたって100弱の水準に張り付いたままです。つまり、国家公務員とほぼ同じ水準に高止まりしているわけで、高給与是正は遅々として進んでいません。

この水準を地域の民間企業と比べると、2、3割は高いといわれています。とくにラスパイレス指数の対象外となっている清掃などの技能労務職は、民間の同職種に比べ1.5倍以上という例も少なくありません。地方公務員給与は地域の民間企業の給与水準に合わせる「民間準拠」を基本とすべきなのです。

地方議員と行政委員の報酬も抜本的な改革を

地方議員の報酬（資料Ⅺ参照）も、欧米の地方議員に比べ10倍前後に上るといわれています。欧米では大都市を除いてボランティアが基本であり、報酬は交通費などの実費精算となっているのです。我が国では人口5万未満の市議会議員でも月額約33万円の報酬を得ています。委員会の開催数が極めて少ない選挙管理委員会などの行政委員報酬も日当制にするなど抜本的な改革が必要でしょう。

IV. 震災復興等

復興予算は政策効果の検証が必要

政府は東日本大震災の復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置づけていますが、その際、重要なことはこれまでの政策効果の検証と予算執行の効率化です。また、原発事故への対応でも適切な支援の継続が大事

であることを指摘しました。近年、相次いで発生している大規模災害については、被災者支援の観点から災害による損失を雑損控除から切り離した新たな控除制度の創設を検討するよう求めています。

V. その他

ウクライナ侵攻で揺れるエネルギー計画の見極めを

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指し、その中間年の2030年には「2013年度比で46%削減」との目標を国際公約として打ち出しています。しかし、これに対する税制措置については様々な議論があり流動的となっています。

とくに、この問題で先行している欧州各国は、ロシアのウクライナ侵攻を契機にドイツが原発廃炉の中断や石炭火力発電の再稼働を表明したほか、英国が原発増設を打ち出しました。我が国も原発を新增設する検討に入るなど各国のエネルギー計画は大きく揺れています。このため、提言は欧米などの動向を見極めつつ、幅広い観点からの検討を促しました。

また、納税環境の整備では昨年同様、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税などの申告納税手続きについて、一層の合理化を求めました。租税教育についても昨年の提言を踏襲し、学校だけでなく社会全体で取り組む必要性を指摘しています。

《参考資料》

- I. 東日本大震災の復興財源フレーム
- II. 債務残高の国際比較（対GDP比）
- III. 社会保障における受益（給付）と負担の構造
- IV. 一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移
- V. 内閣府試算による中長期の財政の姿
- VI. 将来金利が上昇した場合の利払いの影響
- VII. 将来の社会保障給付の見通し
- VIII. 我が国の医療・介護制度の特徴と課題
- IX. 国から地方への財政移転と国・地方の財政状況
- X. 令和3年地方公務員給与の実態調査結果
- XI. 人口段階、特別区、指定都市別にみた市議会議員の平均報酬月額

（注）政府公表の資料などから引用

東日本大震災の復興財源フレーム

歳出

1. 23～24年度予算 : 約17.5兆円
- ・ 23年度1次～3次補正 : 14.9兆円
 - ・ 24年度予算（補正予算含む） : 3.9兆円
 - ・ 全国防災等地方対応分 : 1.0兆円
 - ・ 東京電力への求償が想定されるもの等 : ▲ 1.2兆円
 - ・ 23年度1次～3次補正の不用 : ▲ 1.1兆円
2. 25年度予算 : 3.3兆円程度
- ・ 25年度概算決定（予備費除く） : 3.8兆円
 - ・ 全国防災等地方対応分 : 0.1兆円
 - ・ 東京電力への求償が想定されるもの等 : ▲ 0.6兆円
3. 26、27年度も確実に見込まれる事業
: 2.7兆円程度

合計

23.5兆円程度

歳入

1. 歳出削減、税外収入等 : 8.5兆円程度
- ・ 子ども手当の見直し
 - ・ 公務員人件費の見直し
 - ・ JT株式の売却
 - ・ 高速道路無料化見直し 等
2. 復興増税 : 10.5兆円程度
- ・ 復興特別所得税
(2.1%の付加税×25年) } 9.7兆円程度
 - ・ 復興特別法人税
(10%の付加税×3年)
 - ・ 個人住民税
(均等割の引上げ等×10年) : 0.8兆円程度

3. 追加的な財源 : 6兆円程度

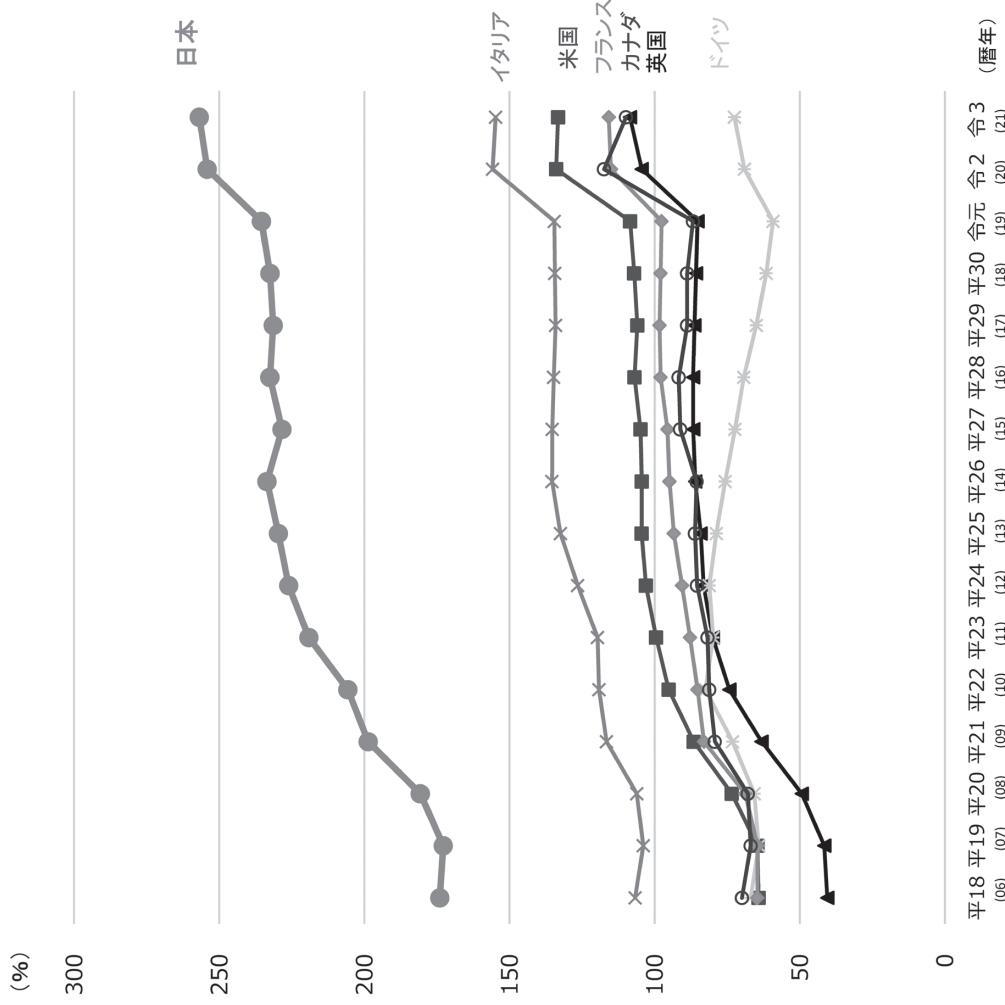
- ・ 日本郵政の株式の売却収入 : 4兆円程度
- ・ 決算剰余金等 : 2兆円程度

合計

25兆円程度

債務残高の国際比較(対GDP比)

暦年	平18 (2006)	平19 (2007)	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)
日本	174.0	172.8	180.7	198.7	205.7	219.1	226.1	229.6
米国	64.2	64.6	73.4	86.6	95.1	99.5	103.0	104.5
英国	40.5	41.5	49.3	63.2	74.3	80.0	83.2	84.2
ドイツ	66.9	64.2	65.7	73.2	82.5	79.9	81.2	78.8
フランス	64.6	64.5	68.8	83.0	85.3	87.8	90.6	93.4
イタリア	106.7	103.9	106.2	116.6	119.2	119.7	126.5	132.5
カナダ	69.9	66.9	67.9	79.3	81.2	81.8	85.4	86.1



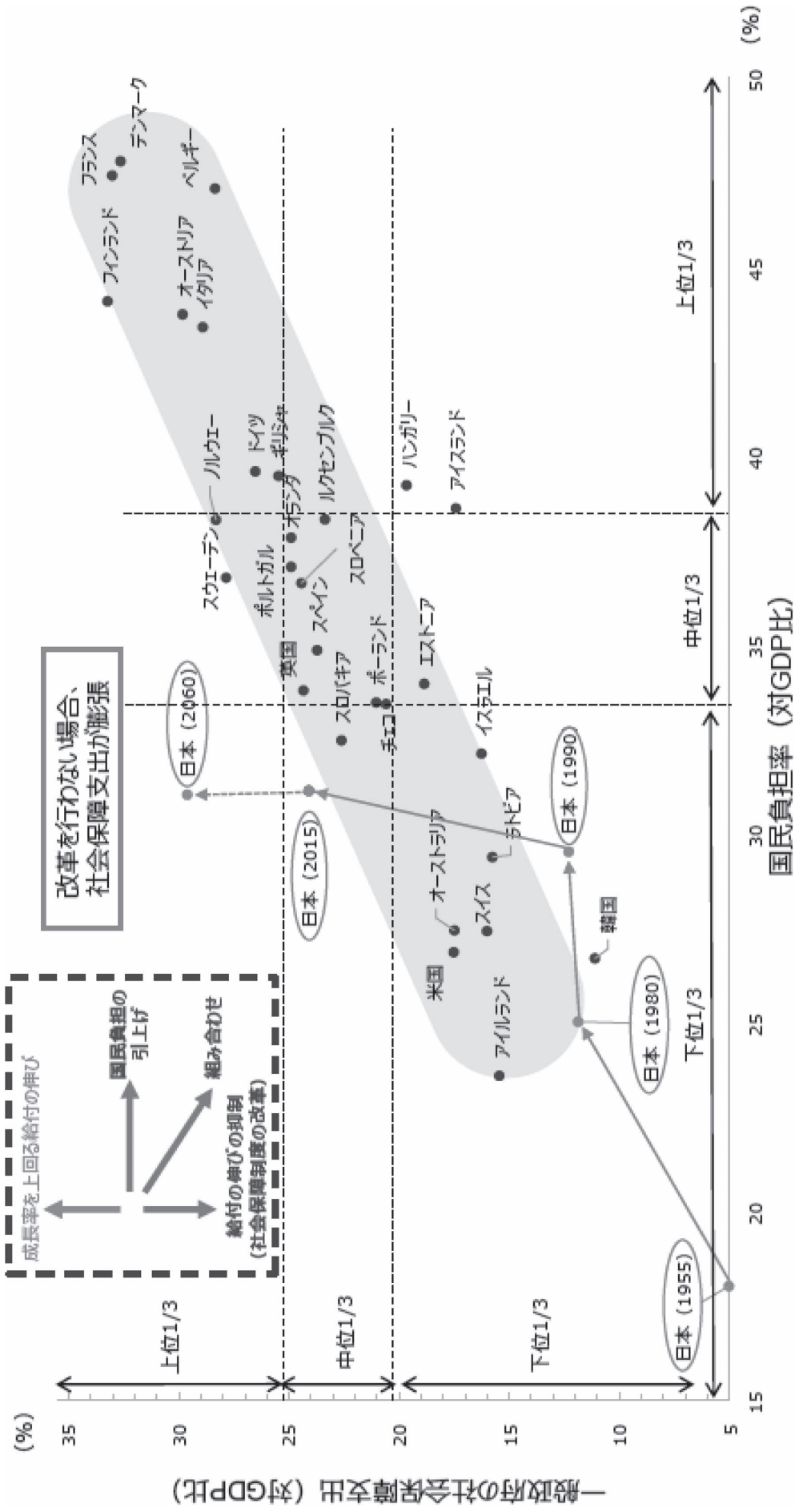
暦年	平26 (2014)	平27 (2015)	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)
日本	233.5	228.4	232.5	231.4	232.5	235.4	254.1	256.9
米国	104.5	104.9	106.9	106.0	107.1	108.5	133.9	133.3
英国	86.1	86.7	86.8	86.3	85.8	85.2	104.5	108.5
ドイツ	75.7	72.3	69.3	65.0	61.6	59.2	69.1	72.5
フランス	94.9	95.6	98.0	98.3	98.0	97.6	115.1	115.8
イタリア	135.4	135.3	134.8	134.1	134.4	134.6	155.8	154.8
カナダ	85.6	91.2	91.7	88.8	88.8	86.8	117.5	109.9

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2021年10月)

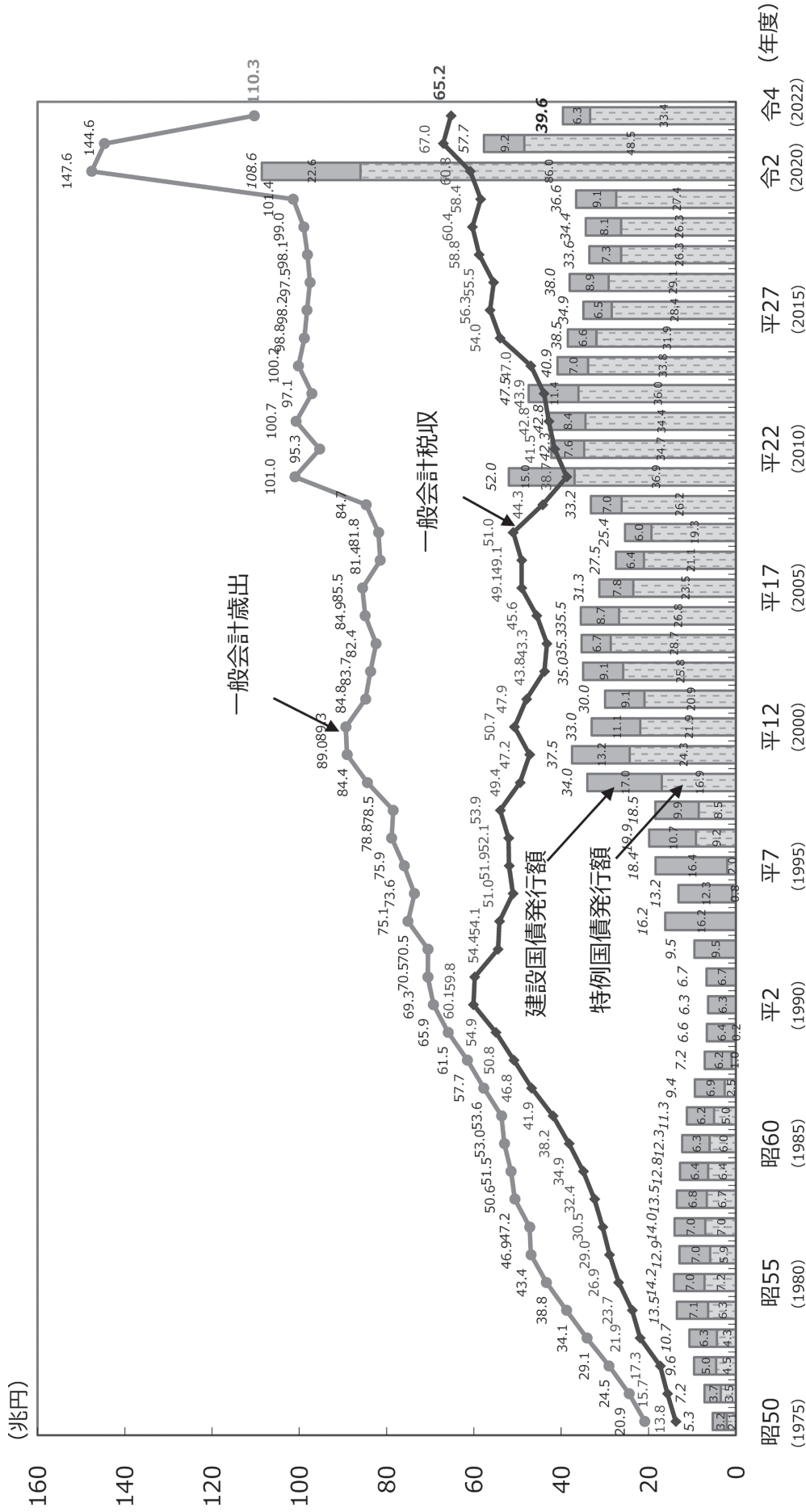
(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は2020年及び2021年、それ以外の国々は2021年が推計値。なお、2022年については、日本：252.3%、米国：130.7%、英国：107.1%、ドイツ：69.8%、フランス：113.5%、イタリア：150.4%、カナダ：103.9%と推計されている。日本については令和3年度補正予算及び令和4年度予算によって見込まれる債務残高の増加が反映されていないことに留意が必要。

社会保障における受益(給付)と負担の構造



一般会計歳収、歳出総額及び国債発行額の推移

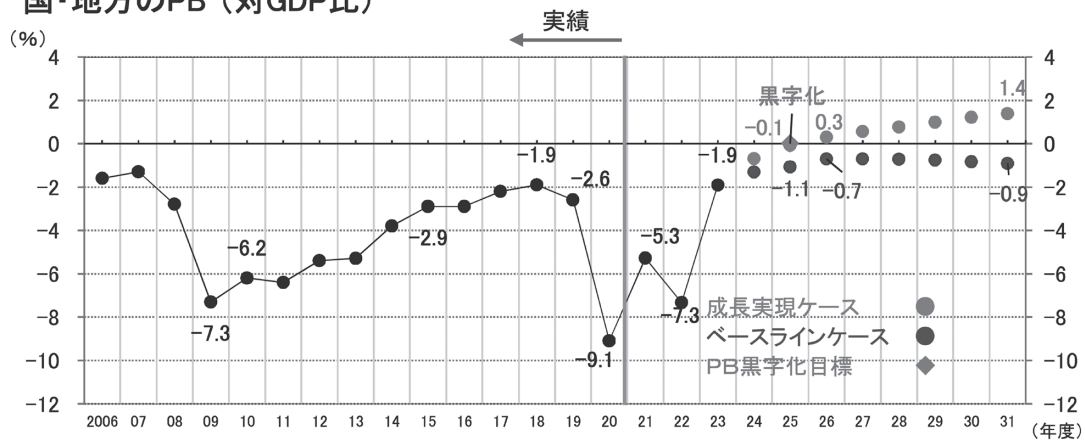


(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は補正後予算による。

(注2) 国債発行額は、平成2年度は、湾岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別国債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別国債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別国債を除いている。

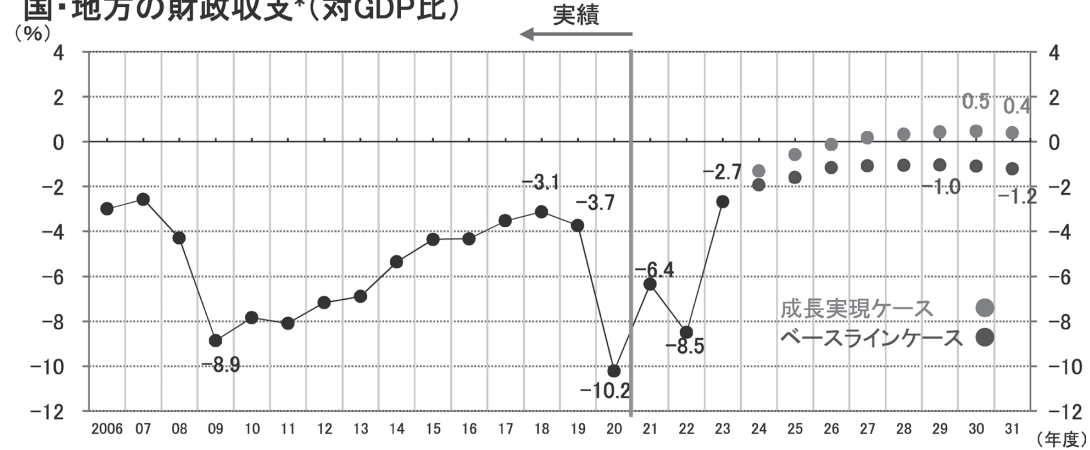
内閣府試算による中長期の財政の姿

国・地方のPB*(対GDP比)



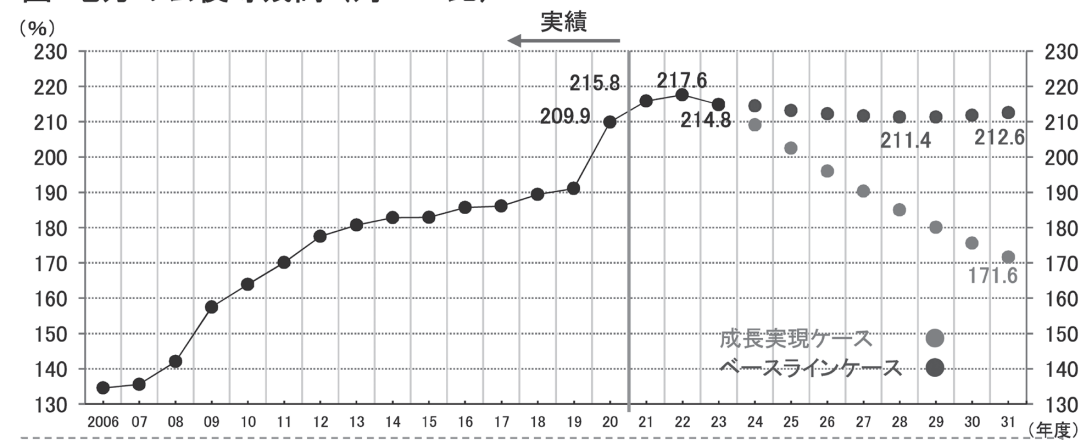
・PBは、成長実現ケースにおいては、歳出自然体の姿で、2025年度に対GDP比で▲0.1%程度の赤字となり、PB黒字化の時期は2026年度となる。
 ・ベースラインケースにおいては、同▲1.1%程度となり、試算期間内は緩やかに悪化していく。

国・地方の財政収支*(対GDP比)



・財政収支は、成長実現ケースにおいては、PBと同様に改善していく見込み。

国・地方の公債等残高*(対GDP比)



・公債等残高対GDP比は、成長実現ケースの成長率・金利の下では、試算期間内における低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。
 ・ベースラインケースでは、試算期間後半に上昇する。

* 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

将来金利が上昇した場合の利払いの影響

＜将来金利が上昇した場合の利払いの影響＞

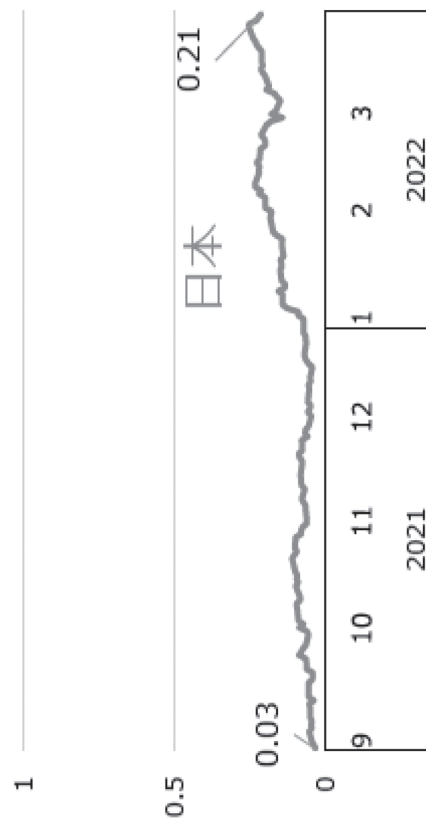
金利	金利上昇 初年度	翌年度	翌々年度
+ 1 %	+ 0.8兆円	+ 2.1兆円	+ 3.7兆円
+ 2 %	+ 1.7兆円	+ 4.1兆円	+ 7.5兆円

借換のタイミングで利払いが増加。
1%金利上昇すると、毎年約1兆円、最終的には10兆円以上利払いが増加する。

(日本の普通国債残高(令和4年度末見込み)は、1,026兆円)

＜日米長期金利の推移＞

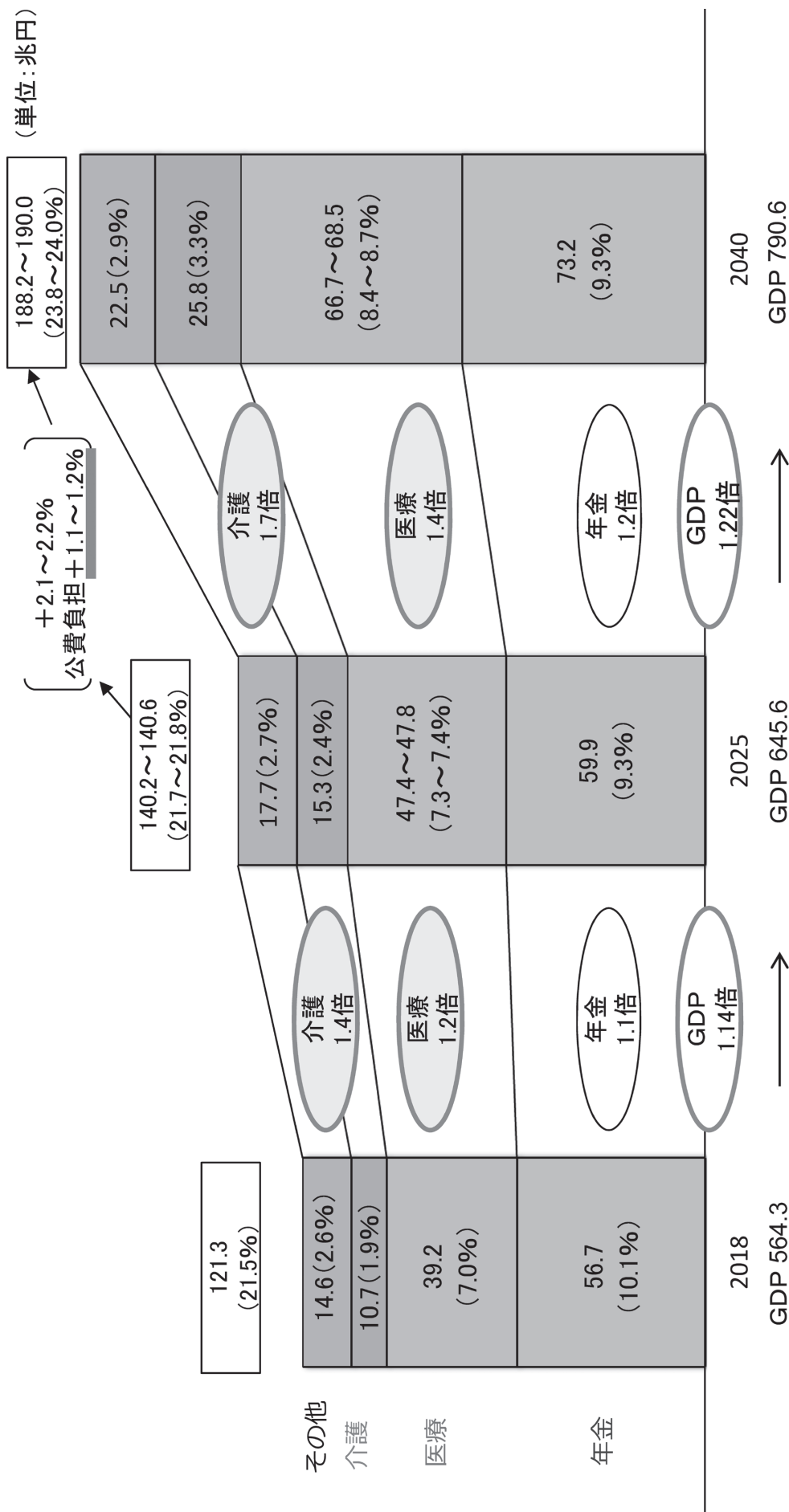
(%) <2022年3月現在>



(出所) Bloomberg

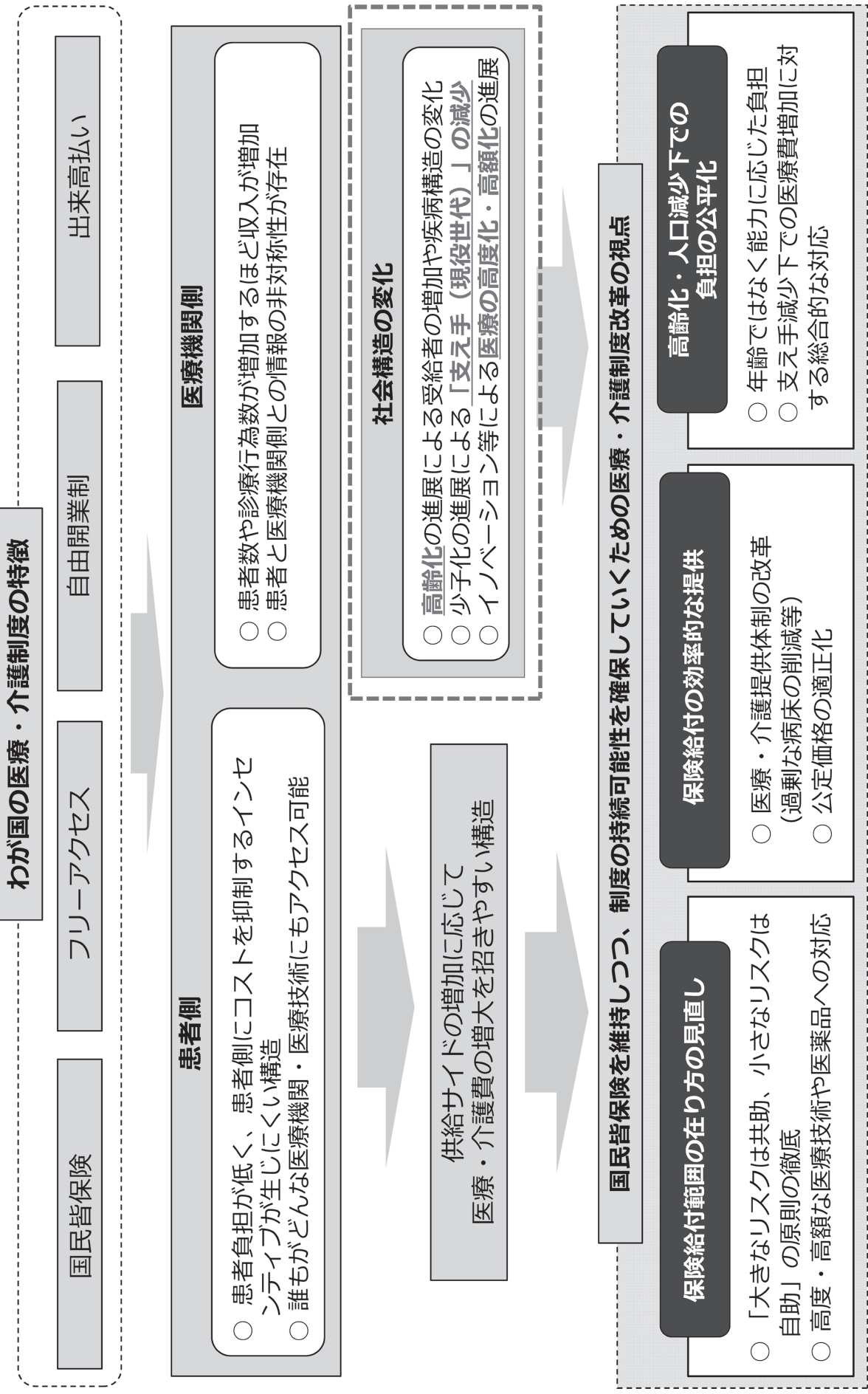
(出所) 財務省「後年度影響試算」(令和4年1月)
(注) 「利払い」には、金利上昇による債務償還費の増加分も含む。

将来の社会保障給付の見通し

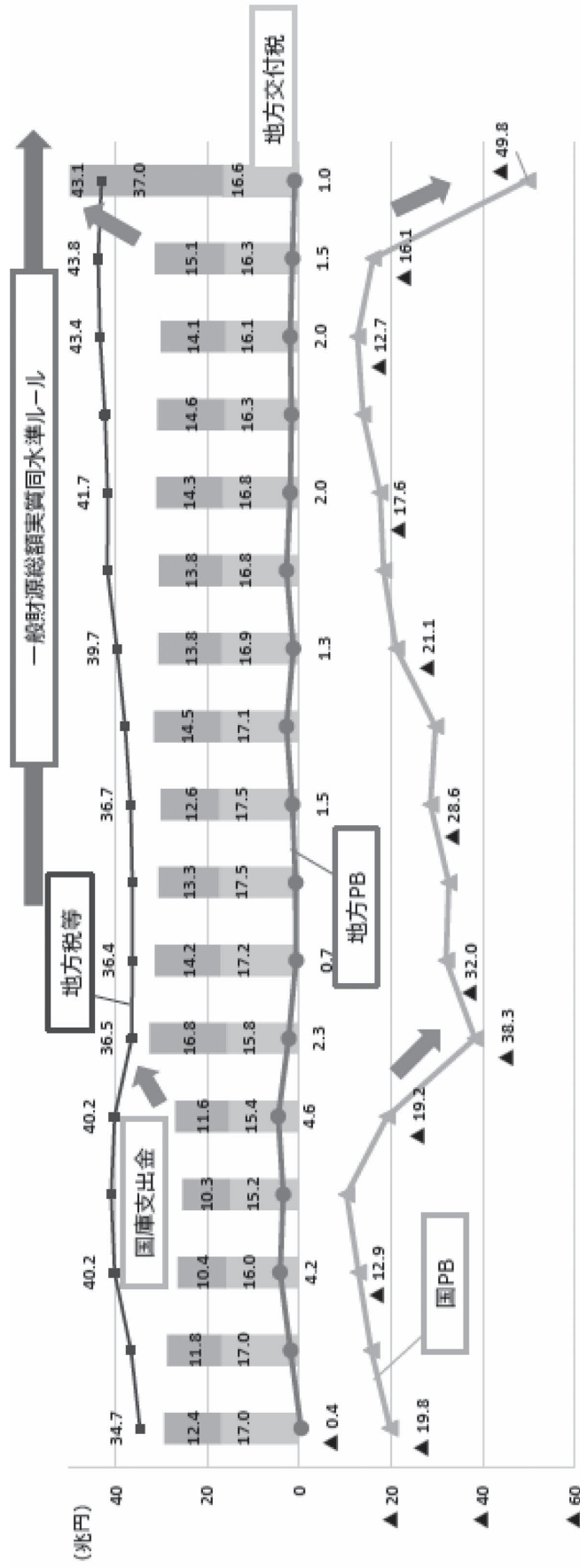


(出典)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(30年5月)
 (注)()内の%表示はGDP比。

我が国の医療・介護制度の特徴と課題



国から地方への財政移転と国・地方の財政状況



(出所) 国と地方のPBは内閣府「中長期的経済財政に関する試算」(令和4年1月14日)より、地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」より(2020年度は総務省「令和2年度地方公共団体普通会計決算の概要」より)。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等は、地方税及び地方譲与税の決算額(超過課税、法定外税等を含む)、地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。

令和3年地方公務員給与の実態調査結果

資料 X

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 令和3年4月1日現在 99.0 (前年 99.1 Δ0.1)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

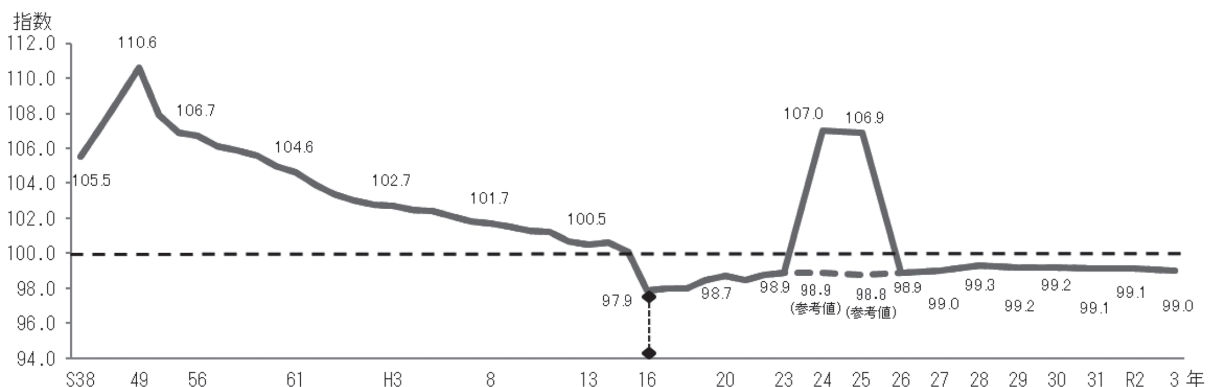
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	R2.4.1	R3.4.1	増 減	
				S49→R3	R2→R3
全地方公共団体平均	110.6	99.1	99.0	Δ 11.6	Δ 0.1
都道府県	111.3	100.0	99.9	Δ 11.4	Δ 0.1
指定都市	116.1	99.9	99.7	Δ 16.4	Δ 0.2
市	113.8	98.9	98.8	Δ 15.0	Δ 0.1
町村	99.2	96.4	96.3	Δ 2.9	Δ 0.1
特別区	—	99.1	98.9	—	Δ 0.2

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	R3.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.2	静岡県	95.5	鳥取県
指定都市	102.5	仙台市	96.7	大阪市
市	103.4	埼玉県越谷市 滋賀県守山市	89.3	北海道夕張市
町村	104.4	京都府大山崎町	79.1	沖縄県多良間村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

(4) その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数 全地方公共団体平均 98.9 (ラスパイレス指数との差 Δ0.1)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値 全地方公共団体平均 98.4 (ラスパイレス指数との差 Δ0.6)

人口段階、特別区、指定都市別にみた 市議会議員の平均報酬月額

(単位：万円)

区分 人口	平均報酬月額 (令和3年12月31日現在)				平均報酬月額 (令和2年12月31日現在)				平均報酬月額 対前年比較		
	市数	議長	副議長	議員	市数	議長	副議長	議員	議長	副議長	議員
5万人未満	287	41.5	35.9	33.4	280	41.3	35.7	33.2	0.2	0.2	0.2
5～10万人未満	246	48.1	42.5	39.7	249	47.5	42.0	39.2	0.6	0.5	0.5
10～20万人未満	148	55.5	49.7	46.3	151	55.0	49.2	45.9	0.5	0.4	0.4
20～30万人未満	39	63.6	57.5	53.7	40	63.4	57.3	53.5	0.2	0.3	0.2
30～40万人未満	26	69.3	63.5	59.4	26	68.9	63.1	59.1	0.4	0.4	0.3
40～50万人未満	19	73.7	66.9	62.1	19	72.9	66.2	61.4	0.8	0.7	0.6
50万人以上	7	76.6	69.5	64.2	7	76.6	69.5	64.2	0.0	0.0	0.0
特別区	23	91.6	78.6	60.8	23	91.6	78.6	60.8	0.0	0.0	0.0
指定都市	20	96.4	86.8	79.3	20	94.8	85.6	78.6	1.6	1.1	0.7
全国平均	815	51.8	45.8	42.3	815	51.5	45.5	42.0	0.3	0.3	0.3

(注) 各平均報酬月額の数値は、百円単位を四捨五入している。

